パブリックコメント手続実施要項

作成日:令和5年(2023年)3月1日

案件の名称	川合・山之口地区及び彩都栗生地区における都市計画等の変更 について
パブリックコメント手続 実施の目的	都市計画等の変更に関する案を作成するにあたり、素案(たたき台)の段階で広く市民のみなさまの声を聴き、意見を反映させる(都市計画法第16条第1項)
実施部局名	みどりまちづくり部 まちづくり政策室
(問い合わせ先)	みどりまちづくり部 まちづくり政策室 (電話:072-724-6810)
パブリックコメントの 対象となる資料	(1) 北部大阪都市計画川合・山之口土地区画整理事業の決定素案(たたき台) (2) 北部大阪都市計画用途地域の変更素案(たたき台) (3) 北部大阪都市計画高度地区の変更素案(たたき台) (4) 北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更素案(たたき台) (5) 北部大阪都市計画川合・山之口地区地区計画の決定素案(たたき台) (6) 北部大阪都市計画彩都栗生地区地区計画の変更素案(たたき台) (7) 都市景観形成地区の指定(川合・山之口地区)素案 (8) 都市景観形成地区の変更(彩都栗生地区)素案
参考資料	(9) 川合・山之口地区における都市計画等の変更について (10) 彩都栗生地区における都市計画等の変更について
閲覧方法と閲覧場所	 (1) 市ホームページ (https://www.city.minoh.lg.jp/machi/kawai-yamanoguchi.html) (2) みどりまちづくり部 まちづくり政策室 (箕面市役所 別館4階 49番窓口) (3) 行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階 12番窓口) (4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5) 総合保健福祉センター (6) 西南生涯学習センター (7) 中央・船場・東図書館 (8) みのお市民活動センター ※(2)~(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで※(5)~(8)は、施設の開館日、開館時間

意見等の提出期間	令和5年(2023年)3月6日から4月4日まで(郵便の場合は必着)
意見等の提出方法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (3) ファクシミリによる送付 (4) 電子申請システム(LoGo フォーム)による送付 ※閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)
意見等を提出できるかた	 (1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体 (7) 箕面市域内の土地の所有者その他利害関係を有するかた
意見等を提出する際の 必要記載事項	(1) 意見を提出しようとする素案の名称 (2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2) ~(5)に該当するかたにあたっては名称及び所在地、(6)に 該当する団体にあっては、団体名及び団体事務局所在地) (3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
提出された意見等及び 市の考え方の公表方法	お寄せいただいたご意見は、住所・氏名などの個人情報を除き、類似のご意見などは集約させていただいた上で、そのご意見に対する市の考え方と対応も含めて、「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。なお、意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。また、個人情報については他の目的で利用することはありません。
備考	

パブリックコメント手続 意見書

1 (年久 (安玄(/) 久 私)		川合・山之口地区及び彩都栗生地区における都市計画等の変更につ いて
提出者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
た」のうち、記 (あてはまる		(1)本市にお住まいのかた (2)本市に事務所又は事業所がある事業者 (3)本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4)本市にある学校に在学しているかた (5)本市に対して納税義務を有しているかた (6)上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体 (7)箕面市域内の土地の所有者その他利害関係を有するかた
意見・提言など		